

教宣 せぶん

漁夫の利

「地位確認訴訟」における会社のスタンスは、「契約係従業員制度の廃止の必要性は裁判所から認められたが、職種変更した場合の不利益の大きさを指摘されたので、この部分を改善してあらためて高裁でたたかう」というものです。会社は、裁判所から示された「不利益」について、「地域限定社員である」「正規従業員である」という部分についてのみ、新たな考え方を示そうとしています。

せぶん 195号でも書きましたが、この裁判の判決文や判決主旨を読めば、会社が強行しようとしている制度廃止は、そういった小手先の考え方・出方を変えれば済むというものではなく、あくまでも「私たち原告を引き続き契約係従業員としてその地位を認めなければならないと強く示したものだ」ということが容易に理解できます。東京海上日勤経営とて、あの主文や判決文、主旨を読めば、裁判所が何を断罪して、何を認めたのか、わからないはずがありません。もしわからないとしたら、大資本としての歪んだ「メンツ」や「こだわり」の前に、曇りなきまなこを失っているに違いありません。本社前抗議行動のなかで、アドバイザーの方の「大相撲の八百長か、そうでないかの争いなら最高裁までお互いが徹底的に争ってもかまわないが、ことは従業員の生活や雇用がかかった大切な問題だ。社会的責任を果たす企業だというなら、法令を遵守する会社だと宣言するなら、東京地裁が下した判決、判断に素直に従うべきではないのか」という話がありましたが、まさにその通りだと思います。

さて、話しは少し変わりますが、私たちが東京地裁に提訴し、勝利判決をかちとらなければ、「地域限定社員である」「正規従業員である」という、その小手先の考えさえ、会社はあらためようとはしなかったでしょう。なにも変えずに、当たり前のように内勤雇用希望者に対して、当初の「労働条件」を押し付けてきたことでしょう。もちろん私たちの内勤雇用希望者のスタンスは、会社が示そうとしている小手先の変更では納得も合意もできないわけですが、他労組の内勤雇用を志した方々からしてみれば、それすらも「ひょうたんからコマ」の労働条件の「向上」だったはずです。

私たちのたたかいが結果的に契約係社員制度のもとで働いた方々の労働条件の向上につながることに異議や異論はありませんが、私たちの命がけのたたかいによって、結果的に他労組の内勤雇用を志した方々の労働条件の向上もはかられたわけで、その事実、構図についてはしっかりと受け止めてもらいたいと率直に思います。

私たちは、会社から転進支援金を取り下げられるという組合差別を受けながらこの裁判をたたかいました。賃金カットを受けながらスト権を行使してたたかいました。有給休暇を使い果たして抗議行動をおこないました。本社前でも、地方部支店でも、

市街地・駅頭で宣伝行動を行ない、道行く人にビラを配り続けました。闘争資金がないなかカンパを募ってこのたたかいをすすめています。そして、こうしたたたかいの成果が、頑なな巨大資本をして、内勤雇用希望者の労働条件の「向上」を余儀なくさせているという「現実」につながっています。この「現実」はだれも否定できないはずです。

私たちの行動やたたかいをいくら蔑んで見ようが、闘争資金をビター文返そうとしまいが、結果的に、蔑んで見ている側、ビター文返そうとしていない方々の労働条件の向上が、私たちのたたかいではかられているという「事実」は動かしようがありません。そうであるなら「漁夫の利」を受ける側の「姿勢」というものを、もう少し考えてもよいのではないのでしょうか。